

○ 荇田町町民温水プールの設置，管理及び運営に関する条例

平成22年12月22日

条例第27号

改正 平成28年12月26日 条例第30号

(目的)

第1条 この条例は，町民の健康増進と体力づくり及びスポーツ振興を図るため，荇田町町民温水プール(以下「温水プール」という。)の設置，管理及び運営について，必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 温水プールの名称及び位置は，次のとおりとする。

名称 荇田町町民温水プール

位置 荇田町殿川町1番地160

(指定管理者による管理及び業務)

第3条 温水プールの管理は，地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により，法人その他の団体であつて，町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲は，次のとおりとする。

- (1) 温水プールの管理及び運營業務に関すること。
- (2) 温水プールの利用の許可に関すること。
- (3) 温水プールの利用料金の収受等に関すること。
- (4) その他荇田町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定める業務に関すること。

(指定管理者が行う管理の基準)

第4条 指定管理者は，法令，この条例，この条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い温水プールの管理及び運営を行わなければならない。

(指定管理者の指定)

第5条 指定管理者としての指定を受けようとする者は，規則で定めるところにより，町長に申請しなければならない。

2 町長は，前項の規定による申請があつたときは，次に掲げる基準により，最も適切に温水プールの管理及び運営を行うことができると認める者を指定管理者の候補者に選定し，議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 第3条第2項各号に掲げる業務について、相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。
- (2) 安定的な経営基盤を有していること。
- (3) 温水プールの管理及び運営に関する業務を効率的かつ効果的に行うことができること。
- (4) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理及び運営ができること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準  
(指定管理者の指定の取消し等)

第6条 町長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 管理の業務又は経理の状況に関して教育委員会の指示に従わないとき。
- (2) 前条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- (3) 規則で定める管理の基準を遵守しないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

(指定管理者の公表)

第7条 町長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(利用時間)

第8条 温水プールの利用時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第9条 温水プールの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで

(入場の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める者の入場を拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 専ら営利を目的として利用する者
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある者
- (3) 施設設備を汚損し、又は破損するおそれのある者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上、支障を生ずるおそれのある者

(利用の許可)

第11条 温水プールを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、温水プールの管理上必要があると認めるときは、前項の許可について条件を付すことができる。

(利用の不許可)

第12条 指定管理者は、温水プールを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、温水プールの利用許可をしないものとする。

- (1) 第10条各号に掲げる者
- (2) 伝染性の疾患等があると認められる者
- (3) 酒気を帯びた者
- (4) 満15歳以上の保護者を同伴しない満7歳以下の児童
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又はその利用を停止させることができる。

- (1) 前条各号に該当すると認められるとき。
- (2) 申請に虚偽の内容があるとき。

2 前項の措置により生じた一切の損害については、指定管理者は、その責めを負わない。

3 利用許可の取消し又は利用の停止を求める通告は、理由を付して書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭で行うことができる。

(利用料金)

第14条 指定管理者は、温水プールの利用者から別表に定める利用料金を徴収する。

- 2 前項の利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りではない。
- 3 指定管理者は、特別の事由があると認めるときは、第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、利用が終わったとき、又は第13条の規定により利用許可の取消し若しくは利用の停止を受けたときは、直ちに原状に回復し、返還しなければならない。

- 2 前項の規定により返還するときは、速やかにその旨を指定管理者に届け出てその検査を受けなければならない。
- 3 利用者が第1項に規定する原状回復を行わないときは、その費用を利用者から徴収する。

(損害の賠償)

第16条 施設及び器物を故意若しくは過失により損傷し、又は滅失させた者は、指定管理者の指示に従いこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(個人情報の保護)

第17条 指定管理者は、第3条第2項各号に規定する業務を行うに当たり苧田町個人情報保護条例(平成18年苧田町条例第5号)に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、消失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第3条から第7条までの規定は、公布の日から施行する。

(平成23年苅田町規則第16号で平成23年10月30日から施行)

附 則(平成28年12月26日条例第30号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第14条関係)

プール個人利用料金

| 区分  | 利用時間<br>等     | 利用料金   |        |                  |        |                     |        |
|-----|---------------|--------|--------|------------------|--------|---------------------|--------|
|     |               | 一般     |        | 中学生 高校生<br>65歳以上 |        | 小学生以下 障害<br>者 75歳以上 |        |
|     |               | 町内     | 町外     | 町内               | 町外     | 町内                  | 町外     |
| プール | 2時間           | 400円   | 500円   | 200円             | 250円   | 100円                | 150円   |
|     | 超過料金          | 100円   | 100円   | 50円              | 50円    | 30円                 | 30円    |
|     | 30分毎          |        |        |                  |        |                     |        |
|     | 回数券<br>(11枚綴) | 4,000円 | 5,000円 | 2,000円           | 2,500円 | 1,000円              | 1,500円 |
|     | 1ヶ月定<br>期券    | 4,800円 | 6,000円 | 2,400円           | 3,000円 | 1,200円              | 1,800円 |

トレーニングルーム個人利用料金

| 区分        | 利用時間等     | 町内     | 町外     |
|-----------|-----------|--------|--------|
| トレーニングルーム | 1時間       | 200円   | 300円   |
|           | 超過料金 30分毎 | 50円    | 50円    |
|           | 回数券(11枚綴) | 2,000円 | 3,000円 |
| シャワー      | 1回        | 50円    | 50円    |

備考

- (1) 町内とは、町内在住者及び町内在学・在勤者をいう。
- (2) 障害者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び被爆者健康手帳の交付を受けている者とする。

プール専用利用料金

| 区分            | 利用時間等       | 利用料金          |
|---------------|-------------|---------------|
| 25mプール        | 1コース<br>2時間 | 2,000円＋個人利用料金 |
| 歩行用プール        | 2時間         | 2,000円＋個人利用料金 |
| 幼児・児童用プール     | 2時間         | 1,000円＋個人利用料金 |
| プール全面<br>専用利用 | 2時間         | 50,000円       |